

平成29年 1 月31日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会

委員長 岡部計夫

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) ガス料金改定について
(2) その他
- 2 調査の経過 1月31日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
ガス料金改定について、執行部より説明を受け質疑を行った。

産業建設委員会議録

1 調査事件

(1) ガス料金改定について

(2) その他

2 日 時 平成29年1月31日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 301会議室

4 出席委員 志田 貢、岡部計夫、関矢孝夫、星 吉寛、下村浩延、森島守人

5 欠席委員 なし

6 説明員 滝沢ガス水道局長、富永業務課長、米山主任

7 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

8 経 過

開 会 (10:00)

岡部委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。

(1) ガス料金改定について

岡部委員長 日程第1 ガス料金改定についてを議題とします。ガス水道局から資料が提出されていますので、説明を求めます。

滝沢ガス水道局長 4月1日からガス料金改定を行いたいということです。一つは卸会社、石油資源開発との原料費の改定と、国産天然ガスへ燃料費の調整制度、いわゆるLNGをどのくらい入れるかという調整があるんですが、その適応の変更等による改正になろうかと思えます。今の段階で金額までは明示できませんが、方向的には料金を下げることができると考えています。本来であれば、議員の皆さんから十分に審議していただいた上で2月定例会最終日に議決いただくところですが、料金の改定であり市民に周知する期間が必要になるということで、今現在3月10日の市報に載せたいと考えておりますので、議員の皆様方にご協力いただく以外ないということできょう委員会開催をお願いいたしました。また料金の部分が確定した段階で委員の皆さんに提案したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。では、詳細について業務課長に説明させます。

富永業務課長 配布の資料について説明いたします。ガス事業法が平成27年6月に改正され、本年4月に施行されるということで公布以来国はワーキンググループを立ち上げ、いろいろ

ろ細かいところを検討してきています。検討しながら私どもも作業を進めてきているということで、施行2カ月前にまだ決まってないところがあったり、タイミングが遅いんじゃないかという話もありますが、そんな事情で遅れ気味に進んでいます。ガス事業法の改正で大きく変わるのは、魚沼市はガス事業を地方公営企業法に基づいて行っているわけですが、一部の地域ではありますが片貝からガスを導管で引っ張ってきまして、その供給区域内に供給をしてご利用いただいているというようなことですが、その仕掛けそのもの、ガスを運ぶ部分と売る部分が4月からはきちんと分かれるということになります。導管と小売という枠になります。会計もきちんと分けることになります。ガスのシステム改革では、ガスの安定供給、料金をできるだけ抑制するというのが目的にある関係で、先ほど来、導管事業や小売事業のそれらをきちんと需要家に見える仕掛けをつくっていくということで、説明しているのがこの資料です。(資料Ⅰ「法改正で託送供給の概念が変わる」により説明)

次に、ガス輸入価格と原油輸入価格と推移について説明します。(資料Ⅲ「ガス輸入価格と原油輸入価格と外国為替の推移」により説明) これをもとに需要家から幾らガス料金をとるのかの計算方法について説明します。魚沼市は平成25年4月1日に料金改定を行い、その後石石税や消費税の関係で若干の改定はしていますが、料金改定が平成25年ということで、去年経産省からもきちんと計算したらどうでしょうかという話も聞いております。そんなことから改定をするというようなことをございます。(資料Ⅱ「原料費調整制度とは」により説明) 卸元との交渉や私どもの経費節減を図り、9円前後の値下げができるのではないかと計算をしております。なるべく早く調整をし、9円前後という話ではなく何円何十銭というように言えればいいんですが、今は9円前後の値下げを4月からしたいと考えております。決まり次第改めて説明をしたいと思えます。最後にガスシステム改革に伴って改正や制定する例規の一覧は資料のとおりです。(資料Ⅳ「◎ガスシステム改革(法改正)に伴う関係例規一覧」により説明)

岡部委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

森島委員 上限設定がかかっているということで上昇局面にあっても1.6倍、その範囲内ということですが、これは原料変動部分がありますので高くなるということもあり得るのか。その辺の見通しはどうか。

富永業務課長 先ほどの資料ⅢのグラフのとおりLNGの価格が上がれば、それに連動して上がる。下がれば下がるということですが、その上限1.6倍ということで設定しております。ですので、このグラフがこのまま上がっていけば少しずつ上がっていくのかなということ。

森島委員 もちろんそうしますと今の段階ではわからないということになるかと思えます。今、魚沼市の家庭が利用されている世帯はどのくらいですか。

富永業務課長 7,700世帯くらいです。

森島委員 事業所も含めてということか。

富永業務課長 そうです。

関矢委員 3月10日の市報にこの料金改定を載せたいということで、これは当然その前に議決がいるわけですが、これはやはり4月1日から小売の自由化になるということでその辺の約款等も出さなきゃならないと思うんですけども、10日前ぐらいまでに使用者に公

表しなければならないという決まりがあると思うんですが、その辺も含めた中でこういう料金も一緒に提示をするのかどうか。

富永業務課長 おっしゃるとおりです。単価が決まってそれに関係する例規等改正をしていくこととなります。市報の関係ですが、ガスの小売自由化ということで自由になりますが、私ども4月1日から変わるので自由なんじゃないですかという話もあるんですが、ある程度の期間、需要家に周知をしなければいけないということがございますので、お願いをしたいというところでございます。

関矢委員 この魚沼市の今ガス事業に、ほかの民間が参入されるかどうかはわかりませんが、そうすると使用者の選択肢があるわけですから、そのための選択期間ということで、たしか10日だけこういうのを出さなきゃならないということになってる。その中でこの上昇局面の1.6倍、この辺の書き方がちょっとわからないんですけども、今のガス料金で9円程度下がるけどもその変動は1.6倍まで自由に上がるとそういう解釈をするのか。それとも、上がる度に皆さんに公告を出すのか、そういう約款というのはどの程度考えられているのか。

米山主任 10日の周知期間については委員のおっしゃるとおりで、従来のガス事業法ではそういう規定がございました。ただ今回の自由化におきましては、特に10日前というしぼりはなく周知をする。ただし、なるべく長い周知期間を取りなさいというガイドラインの中で国からの指導があり、このことから3月10日号の市報に載せたいということでもあります。燃料費上限の1.6倍という設定ですが、先ほど富永業務課長説明のとおり輸入ガス価格が大幅に変動する中で料金を決めるに当たり、基準平均原料価格を定めます。これは資料Ⅱ裏面の計算比較の表に基準平均原料価格Aということで、2万350円、3万8,680円とそれぞれ書いてありますが、これが料金を決定するに当たっての最も基準になる数値となります。これに対して輸入平均原料価格が高くなれば需要家の皆さんにプラスの調整を、マイナスになればマイナスの調整をお願いすることになります。これが上がっていく中で1.6倍の上限設定がないと、輸入価格が上がれば青天井で需要家の皆さんに料金をお願いしなければならない、そういうことを防止するために1.6倍を設定しています。1.6倍を超えていきますと私ども事業者の負担といたしますか、持ち出しをした中で需要家にガスを供給する形になります。これは自由化前ですと、ほぼ全ての事業者が1.6倍という上限設定を設けておりましたけれども、自由化に伴い同じ公営事業者、私営事業者含めまして上限設定を外して青天井の設定にした事業者もありますし、輸入原料価格が大幅に変動することを考慮し1.6倍から2倍に変更した事業者もあります。そうした中で魚沼市については、青天井の負担をお願いするのはまだ早いという認識で1.6倍という設定にさせていただきました。

関矢委員 今ここで9円前後小売価格が下がる予定になってますけども、公営企業の収支のほうはどのような見通しですか。

富永業務課長 数字は申し上げられませんが、地方公営企業法に基づく公営企業でガス事業を行っている関係で経済産業省の指導がありますので、もうけすぎない、損をしないように経費節減を図りながらなるべく安くしましょうというようなことで今回計算したところです。

関矢委員 定例会前に料金が決まれば委員会をするということですか。

滝沢ガス水道局長　委員おっしゃるとおり定例会前に、料金が確定した段階でもう一度委員会で説明をしたいと考えております。

岡部委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、以上としたいと思います。

(2) その他

岡部委員長　日程第2、その他を議題とします。執行部から報告事項等ありますか。(なし) 委員のみなさんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録については委員長に一任願います。以上で本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉　　会 (10 : 24)